

(公印省略)

公入管第 520-2 号  
令和 2 年 9 月 1 8 日

大分県建設産業団体連合会長  
（一社）大分県建設業協会会長 } 殿

大分県土木建築部  
公共工事入札管理室長

「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」の一部改正について

建設工事従事者の安全及び健康の確保及び建設業の健全な発展を目指すため、大分県公共工事請負契約約款を一部改正し、新たに契約時に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出をしなければならないこととしたところです。

また、提出書類の省略化の観点から、入札時に提出する入札金額内訳書において、新たに法定福利費の記載欄を追加し、法定福利費の金額を記載した場合は、請負代金内訳書に添付することで、請負代金内訳書の工事費内訳の記載を省略することができることとしました。

については、上記取扱要領を別紙のとおり一部改正したのでお知らせします。

## 記

### 1 改正概要

取扱要領第 4 の内訳書の記載内容に「法定福利費」の金額の記載欄を追加した。  
なお、入札金額内訳書の法定福利費の金額の記載については、任意とする。

### 2 施行時期

令和 2 年 1 0 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用する。

(公共工事入札管理班)